広島県告示第六百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年六月二十六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	
広島県庄原市東城町久代、同市東城町福代及び同市東城町新免地内	政光（一三五三〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		政光（一三五三〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示は、法第九条第二項及び土砂災害防止法第七条第一項の規定により指定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律の施行令（平成十四年政令第八十号）で定める事項
	弘法谷（三九二七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		弘法谷（三九二七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	重松谷（一三五三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		重松谷（一三五三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	新免（一三五五二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		新免（一三五五二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。